

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

会津坂下町長 古川庄平

市町村名 (市町村コード)	会津坂下町 (07421)
地域名 (地域内農業集落名)	若宮地区 (原集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月7日 (第2回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【現状】 ・本集落における農家は、後継者不足による農業従事者の高齢化等により減少し、自作農家は1経営体であり、他農家においては保全管理農地以外、殆どの農地を集落周辺からの入り作認定農業者(5経営体)へ集積している状況にある。 ・本集落農地は、集落南側に基盤整備された農地、北側に基盤整備未実施の農地が存在している。 ・入り作認定農業者(5経営体)を地域内の農業を担う者(以下、集落担い手農家という。)に位置付け、この集落担い手農家を基本として農地の集積を進め、営農継続による農地の維持・保全と継承につなげたい意向にある。 【課題】 ・基盤整備未実施の農地において、入り作認定農業者(5経営体)の農作業に支障が出てきていることから、今後も継続的に耕作できるよう水路・農道等生産基盤の整備・改修が必要である。 ・基盤整備未実施地域においては、耕作条件が不利であることから、農地としての利用継続が困難な場合、町全体のまちづくりの方向性と合わせながら、農地以外の利用も検討していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

集落担い手農家が農業生産基盤の強化・充実、技術革新の取組による作業効率化や省力化を図り、持続可能な農業経営が実現され、集落内農地が維持・継承されている。 ①担い手における生産品目： 水稻(生産面積16.2ha) ②生産品目における栽培方法： 慣行栽培、低農薬低化学肥料栽培

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	16.29 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	16.29 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針 ・離農、規模縮小等に伴う農地は、集落担い手農家への集積を基本としながら進めていく。 ・集落担い手農家にあっても、機械故障や年齢的な要因等で営農継続が困難となった場合は、他の集落担い手農家への集積を基本に進めていく。 ・作業効率性や省力化を図るため、農地所有者の了承を得ながら、集落担い手農家が相互に協議し集約化(集団化)を段階的に進めていく。 ・農業生産基盤の維持・保全については、基本的に集落担い手農家が担うものとし作業負担軽減に向けた外部委託等を積極的に活用していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針 ・農地集積等に伴う農地移動(権利移動)は、農地中間管理機構を通して権利設定していく。 ・集約化(集団化)については、集落全体での利便性や作業効率性等を考慮しながら農地中間管理機構の助言を受け進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針 ・水路・農道等の生産基盤の整備は、農地所有者の理解を得ながら、町、土地改良区等が主体となり、補助事業等活用による整備を検討していく。 ・農地の集積・集約化(団地化)の進捗に合わせ、農地所有者の理解を得ながら、耕作者となる集落担い手農家と協議し、畦畔除去による水田の大規模区画化を段階的に進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 ・関係機関・団体と連携し、集落担い手農家の営農継続に向けた支援を展開していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 ・集落担い手農家においても、町内の農業支援サービス事業者が提供する農作業支援を積極的に活用した作業効率化や省力化を推奨し、営農継続による本集落の農地の維持・保全に努めていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③集落担い手農家においても、作業効率化や省力化に向け、ドローン等のスマート農業技術を積極的に導入していく。